こころんのあゆみ

2002年 NPO法人こころネットワーク県南設立

2004 年 生活支援センターこころん (精神障害者地域生活支援センター) を開所

2005 年 NPO 法人こころんに名称変更

ホームヘルプサービス事業開始

2006 年 障害者自立支援法に移行

地域活動支援センターI型

就労移行支援事業 就労継続支援 B 型事業

共同生活援助事業 居宅介護支援事業

グループホームあけぼの荘運営開始

なごみの家(1998年開設)の運営開始

直売・カフェこころや開店

2007 年 チャレンジショップにこにこ屋開店 ジョブコーチ支援事業開始

2008 年 グループホームこころんはうす開所

2010年 矢部農場 (養鶏・採卵) 開始

こころんファームとして、無農薬による農業を開始

2011年 社会福祉法人こころん設立、NPO 法人こころん解散

こころん工房(製菓部門)開所 指定特定相談支援事業開始

2012 年 就労継続支援 A 型事業開始

2015年 にこにこ屋の閉店にともない移動販売を強化

2016年 ディスカバー農山漁村の宝選定

2018年 こころんファーム養鶏場ここたま開所

2020年 就労定着支援事業開始

2023 年 就労継続支援 A 型事業廃止

就労 支援

1. 一般就労を目指す方のために 2. 働く力を身につけたい方に (就労移行支援事業)

直売・カフェこころや、こころん工房、こ ころんファーム、企業などで、一般就労に 向けて訓練や実習をします。

また、求職活動・就労定着のための支援を 行います。

定員:10名 利用期間:2年

3. 安心して働き続けるために 4. 就職後に手厚くサポート (就労定着支援事業)

雇用されている一般の企業や事業所で継続 して働けるよう、ご本人と企業の橋渡しを しながら、職場定着のサポートをします。

対象者:就労継続支援等の障害福祉サービ スの利用を経て就職した方で、就 職後6ヶ月以上、3年6ヶ月未満 の方

(就労継続支援 B 型事業)

直売・カフェこころや、なごみの家、ここ ろんファーム、その他の事業所で就労や生 産活動の機会を設け、就労に必要な知識・ 能力の向上を目指すための支援を行います。

定員:30名

(ジョブコーチ支援事業)

一般企業や事業所に就職前後から、その職 場に適応できるように訪問して支援にあた ります。

対象者:就職または採用が決まった方 利用期間:約1年3ヶ月

生活 支援

1. グループホーム

(共同生活援助事業)

あけぼの荘(矢吹町)・こころんはうす(泉崎村)

障がいのある方が、より自立した地域生活 を維持できるよう生活の場を提供し、世話 人を配置して日常生活の支援を行います。 みんなで協力しあいながら明るく楽しく生 活しています。

○生活全般の相談・助言

日常生活で必要な家事支援、金銭や服薬の自己管理支援、対人的な悩みの相談など

- ○食事の提供(朝・夕) 世話人と協力して準備します。
- ○楽しい行事の開催 地域行事の参加、旅行、クリスマス会 バーベキューなど

定員 28名(個室) サテライト (アパート型) 1名

 グループホーム
 男性
 女性
 合計

 あけぼの荘
 10名
 6名
 16名

 こころんはうす
 6名
 6名
 12名

2. こころんヘルパーステーション (居宅介護事業)

地域においてより良い日常生活や社会生活が維持できるよう、お手伝いをします。 居宅での入浴・排せつ及び食事等の介護。 調理・洗濯等の家事、ならびに生活等に 関する相談・助言などの生活全般にわたる援助を行います。

○家事援助

調理 買物 衣類の洗濯 補修 掃除など

- ○身体の介護 身体の清潔の保持 通院や公共機関の利用などの援助
- 必要な身体の介護など ○その他 生活に関する相談や助言

障害支援区分1以上 定員 20名



活動 支援

1. 生活支援センターこころん (地域活動支援センター I型)

障がいを持つ方が、自らの病気や障がい を理解し、自分らしく前向きに生きてい くことを支援します。日中活動の場とし て利用できます。

- ○絵画教室・カラーセラピー教室 (隔週木曜日)
- ○茶道(月1回)
- ○ピアカウンセリング(第1火曜日)
- ○レクレーション (月1回)
- ○地域交流
- ○生活に関わる相談・助言
- ○その他、生産活動など

「こころの相談室 |

本人や家族がかかえる様々な悩みや不安 を少しでも取り除けるよう、専門スタッ フによる相談をお受けしております。お 気軽にご利用ください。

- □ご相談は無料です。
- □まずはお電話でご予約ください。
- □秘密は厳守します。

2. 相談支援センターこころん (指定特定相談支援事業)

障害者総合支援法に基づき、障がいがある方が福祉サービスを利用する場合は、 サービス等利用計画書を作成する事が必要となります。

将来の希望や目標を確認し、不安や課題 などを共有し、自分らしく生きられるような計画作りを一緒にさせて頂きます。 また、作成後は定期的に振り返りを行い 障害福祉サービスが適切に提供されているかを確認し、改善や調整を行います。 ご本人の希望に沿った支援や人を繋げ、 住み慣れた地域で、豊かな暮らしをつく ることを目指します。

